

奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十三号

奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

**第三十八条の二** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

**第三十八条の三** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外の活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第四十四条を次のように改める。

### 第四十四条 削除

第五十九条中「第四十五条まで」を「第四十三条まで、第四十五条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新条例」という。）第三十八条の二（新条例第五十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十八条の二中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。